

日バス協業第59号
令和6年2月29日

各都道府県バス協会 会長 殿

公益社団法人 日本バス協会
会 長 清水 一郎

「一般貸切旅客自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請の処理について」の細部取扱いについて」の一部改正について

平素より当協会の運営に関して格別なご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

「一般貸切旅客自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請の処理について」の細部取扱いについて」の一部改正について、令和6年2月27日付けで国土交通省物流・自動車局旅客課長より別紙のとおり通達がありました。各都道府県バス協会におかれては、その旨了知されるとともに貴協会傘下会員に対し周知方よろしくお願いいたします。

公益社団法人日本バス協会
業務部 泉・中尾
電話：03-3216-4014
FAX：03-3216-4016